目黒区地域保健協議会条例

(昭和五十年三月目黒区条例第二十四号)

(設置および名称)

- 第一条 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第十一条の規定に基づき、地域保健および保健所の運営に関する事項を審議させるため、区長の付属機関として、運営協議会を置く。
- 2 前項の運営協議会の名称は、目黒区地域保健協議会(以下「協議会」という。)とする。

(組織)

第二条 協議会は、学識経験者・関係機関または関係団体の代表者その他 区長が必要と認める者のうちから、区長が任命し、または委嘱する委員三 十人以内をもつて組織する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長および副会長)

- **第四条** 協議会に会長および副会長各一人を置き、委員のうちから互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第五条 協議会は、会長が招集する。

(定足数および表決数)

- **第六条** 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、 会長の決するところによる。
- **3** 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わることができない。

(専門委員会および臨時委員)

- 第七条 協議会は、専門的事項を審議させるため、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の委員(次項の臨時委員を置いた場合においては、当該臨時 委員以外の委員)は、第二条に定める委員のうちから会長が指名する。

- **3** 区長は、必要があると認めるときは、専門委員会に臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、区長が委嘱し、当該専門委員会が審議を終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員以外の者の出席等)

- **第八条** 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求め、意見を聴き、説明を求め、または資料の提出を求めることができる。 (**委任**)
- 第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。